

# 4 施策の展開にあたって

- 「2 浜松のまちづくりの課題と基本目標」及び「3 基本目標の実現に向けた施策」では、本市における、みどりによって解決に貢献できるまちづくりの課題を抽出・整理するとともに、まちづくりの課題を如何に解決するかという視点で、基本目標、施策方針、施策を設定しました。
- 一方、都市緑地法第4条第2項では、緑の基本計画に定めるべき事項等を次のように定めています。

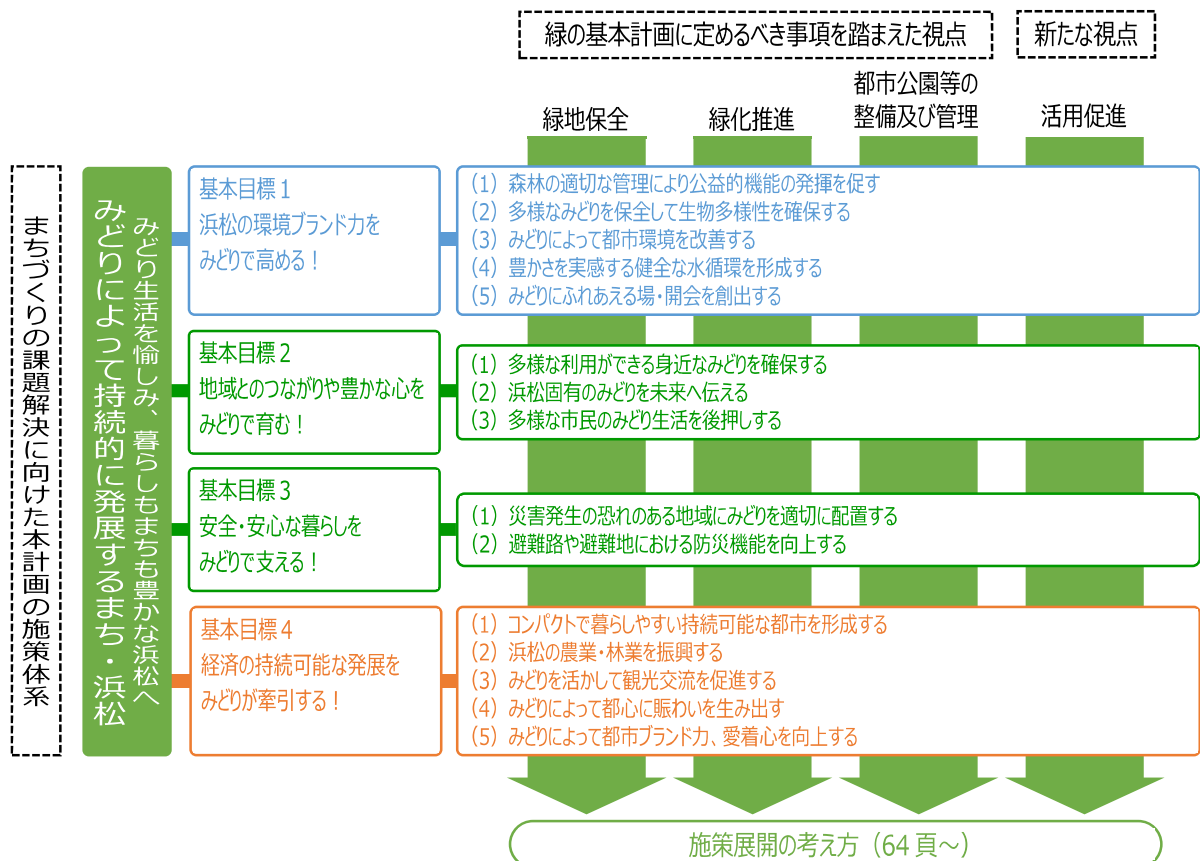
1-1 必ず定める事項

- (1) 緑地の保全及び緑化の目標
- (2) 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

1-2 必要に応じて定める事項

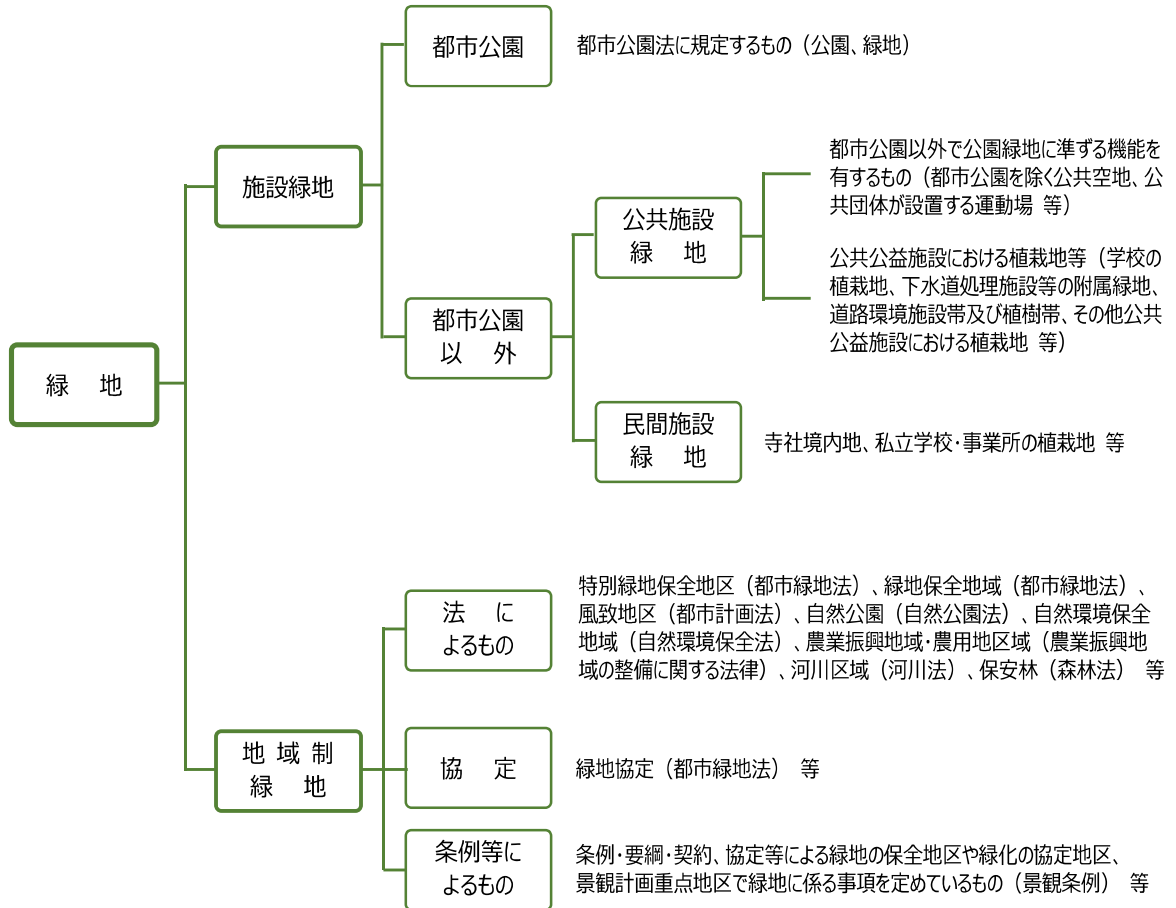
- (1) 地方公共団体の設置に係る都市公園（都市公園法第2条第1項に規定する都市公園をいう。）の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
- (2) 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
- (3) 生産緑地法第3条第1項の規定による生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項
- (4) 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（以下「保全配慮地区」という。）並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
- (5) 緑化地域における緑化の推進に関する事項
- (6) 緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（以下「緑化重点地区」という。）及び当該地区における緑化の推進に関する事項

- そこで、「3 基本目標の実現に向けた施策」について、上記の緑の基本計画に定めるべき事項等を踏まえた「緑地保全」「緑化推進」「都市公園等の整備及び管理」、都市のみどりを取り巻く動向を踏まえた「活用促進」の4つの視点から、施策展開の考え方を整理します。
- なお、施策展開の考え方の整理にあたり、本市のみどりの現状と課題について整理します。



## 4-1 みどりの現状と課題

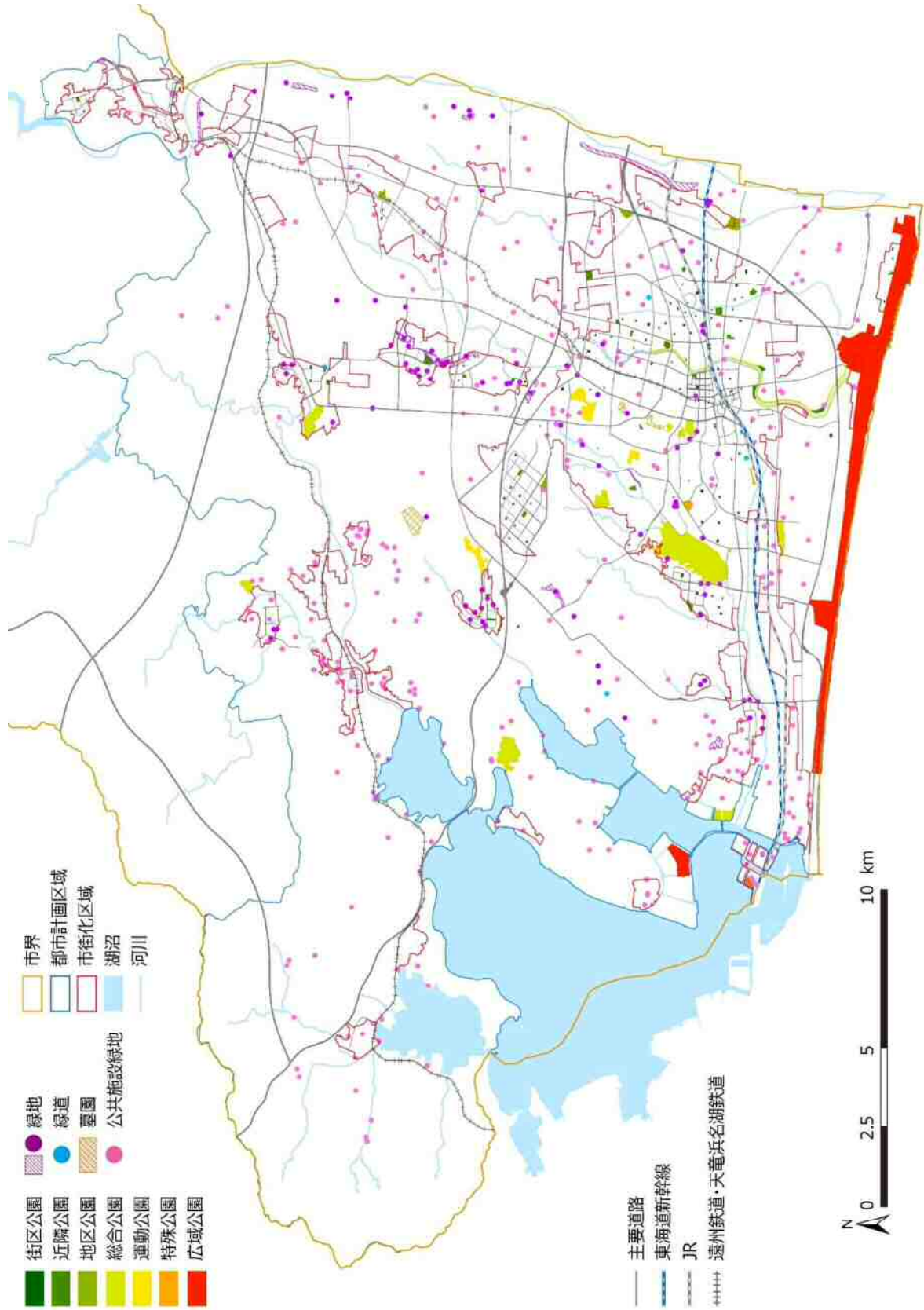
○はじめに、本市のみどりの現状と課題として、都市公園や社寺境内地のみどり、特別緑地保全地区や農業振興地域といった法や条例等によって担保されている緑地の現況、前計画に基づく施策の実施状況等、みどりに対する市民意識とともに、施策展開にあたっての課題を整理しました。



## 施設緑地（都市公園等）の現況

○令和2年4月1日現在、供用されている都市公園等は575箇所、657.32haとなっており、平成20年度末の500箇所、626.21haから、75箇所、31.11ha増加しています。

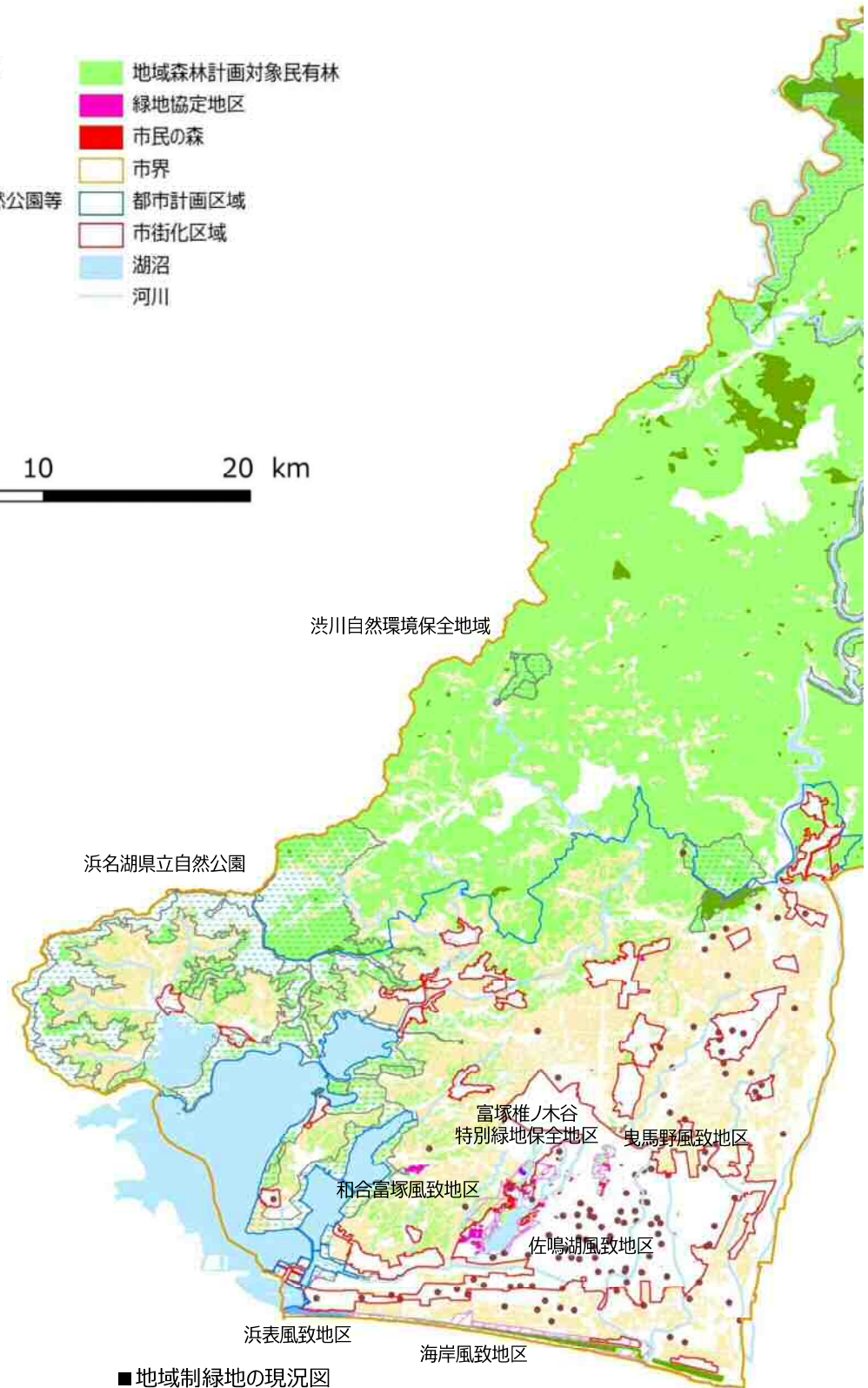
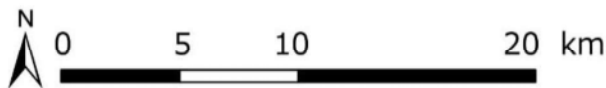
	都市計画公園 (計画決定)		都市計画公園 (開設)		都市公園		合計			
	公園数 (箇所)	計画決定 面積 (ha)	公園数 (箇所)	供用面積 (ha)	公園数 (箇所)	供用面積 (ha)	公園数 (箇所)	供用面積 (ha)		
都市公園等	街区公園	121	35.15	113	34.17	297	26.88	410	61.05	
	近隣公園	24	47.91	21	32.37	4	4.31	25	36.68	
	地区公園	4	25.52	4	19.74	2	6.13	6	25.87	
	総合公園	10	365.10	9	174.39	0	0.00	9	174.39	
	運動公園	3	55.80	3	45.70	3	13.58	6	59.28	
	特殊公園	歴史公園	4	8.73	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		風致公園	1	6.30	1	2.49	0	0.00	1	2.49
	広域公園	2	707.60	2	98.19	0	0.00	2	98.19	
	緑地	13	97.30	13	80.48	95	94.66	108	175.14	
	緑道	0	0.00	0	0.00	5	1.26	5	1.26	
	墓園	3	38.60	1	8.37	0	0.00	1	8.37	
	小計	185	1,388.01	167	495.90	406	146.82	573	642.72	
	特定地区公園	0	0.00	0	0.00	2	14.60	2	14.60	
計	185	1,388.01	167	495.90	408	161.42	575	657.32		
公共施設緑地	条例等による公園					12	28.13	12	28.13	
	農村公園					43	14.56	43	14.56	
	児童遊園					91	6.86	91	6.86	
	運動場・グラウンド					21	33.54	21	33.54	
	その他					420	123.10	420	123.10	
	計					587	206.19	587	206.19	
合計	185	1,388.01	167	495.90	995	367.61	1,162	863.51		

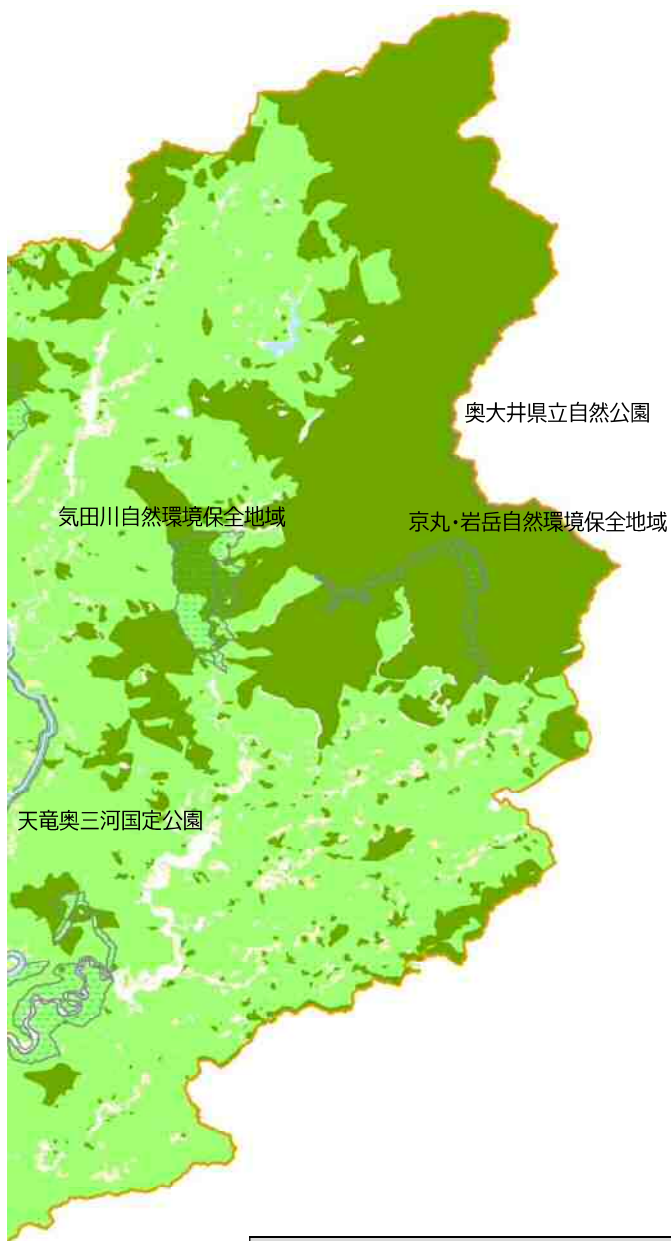


■都市公園等の現況図

## 地域制緑地の現況

○本市では、特別緑地保全地区、風致地区、生産緑地地区、保存樹、保存樹林、自然公園、自然環境保全地域、海岸保全区域、農振農用地区域、保安林、地域森林計画対象民有林、史跡・名勝・天然記念物、緑地協定地区、市民の森といった地域制緑地が指定されています。



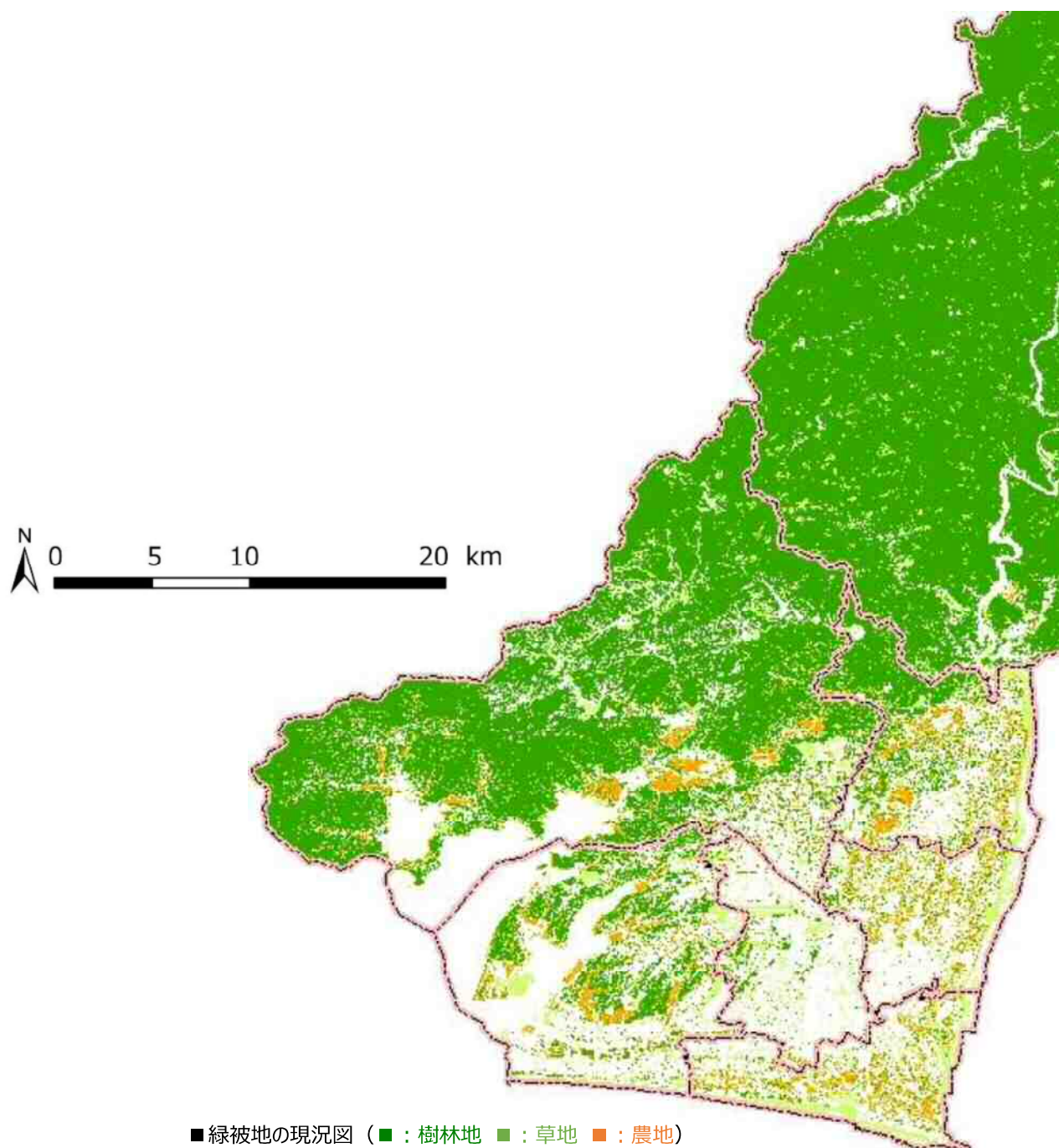


(R2.4.1 現在)

		種別	箇所数	面積 (ha)
法によるもの	主として緑地の保全を目的とした法規制によるもの	特別緑地保全地区	1	6.70
		風致地区	7	1,272.60
		生産緑地地区	-	16.90
		保存樹	54	-
		保存樹林	-	42.70
	その他	自然公園	3	13,386.00
		自然環境保全地域	3	1,404.00
		海岸保全区域	3	443.15
		農振農用地区域	-	12,271.66
		保安林	-	19,096.47
		地域森林計画対象民有林	-	81,027.17
		史跡・名勝・天然記念物	152	-
	協定	緑地協定地区	-	87.52
条例によるもの	市民の森	-	35.16	
計			-	129,090.03
重複面積			-	23,151.72
地域制緑地合計			-	105,938.31

## 緑被地の現況

○平成 29 年度における市街化区域の緑被面積は、樹林地が 613.23ha、草地在 1,402.84ha、農地在 159.21ha であり、緑被率は 22.03%です。都市計画区域では、樹林地が 16,328.90ha、草地在 6,592.17ha、農地在 4,236.84ha であり、緑被率は 52.78%です。行政区域では、樹林地が 113,022.97ha、草地在 9,048.35ha、農地在 4,236.84ha であり、緑被率は 81.07%です。





		居住誘導区域 -	市街化区域 A	市街化調整区域 B	都市計画区域 C=A+B	都市計画区域外 D	行政区域 E=C+D	
対象地域面積 (ha)		4981.17	9,872.70	41,582.30	51,455.00	104,351.00	155,806.00	
緑被 面積 (ha)	樹林地	森林	244.21	613.23	15,715.66	16,328.90	0.00	16,328.90
		広葉樹林	0.00	0.00	0.00	0.00	20,401.04	20,401.04
		針葉樹林	0.00	0.00	0.00	0.00	76,293.03	76,293.03
	草地	草地	3.90	10.78	507.58	518.36	2,363.30	2,881.66
		公園	72.85	201.84	366.80	568.64	0.00	568.64
		道路	66.87	161.30	1,327.58	1,488.88	0.00	1,488.88
		公共施設	98.45	149.11	493.73	642.84	0.00	642.84
		住宅地	347.90	631.32	1,260.30	1,891.62	0.00	1,891.62
		商業地	19.47	48.53	73.51	122.04	0.00	122.04
		工業地	11.97	139.53	233.16	372.69	0.00	372.69
		ゴルフ場	0.24	7.30	102.90	110.20	92.90	203.09
		河川敷・海浜	28.08	53.13	823.76	876.90	0.00	876.90
	農地	水田	18.79	84.15	3,042.01	3,126.15	0.00	3,126.15
		畑	22.51	75.06	1,035.62	1,110.69	0.00	1,110.69
計		935.24	2,175.28	24,982.61	27,157.89	99,150.27	126,308.16	
緑被率 (%)		18.78	22.03	60.08	52.78	95.02	81.07	



## 前計画の目標達成状況

○前計画では、緑の基本計画で定めるべき事項である「緑地の保全及び緑化の目標」について、緑地保全、緑化推進、都市公園整備等における数値目標を設定しており、その達成状況を下表に示します。

目標項目		当初値 (H21.3.31 現在)	目標値 (10年後(～平成31年))	現況値
緑地保全		1,358.26ha	新規 1,711.6ha 指定 計 3,036ha	1,374.06ha (R2.4.1 現在)
都市公園等 (全市域)		500 箇所 626.21ha 7.91m <sup>2</sup> /人 (全市域人口)	新規 53.0ha 計 679.21ha 8.48m <sup>2</sup> /人 (全市域人口)	575 箇所 657.32ha 8.21m <sup>2</sup> /人 <sup>※1</sup> (R2.4.1 現在)
都市公園 (都市計画区域内)		498 箇所 611.61ha 8.02m <sup>2</sup> /人 (区域内人口)	新規 53.0ha 計 664.61ha 8.62m <sup>2</sup> /人 (区域内人口)	573 箇所 642.72ha 8.25m <sup>2</sup> /人 <sup>※2</sup> (R2.4.1 現在)
緑化 推進	公共施設	—	敷地の 20%以上を 植栽地・花壇として確保	642.84ha 37.6% <sup>※3</sup> (平成 29 年度)
	街路樹	44,550 本	新規植栽 3,100 本 計 47,650 本	38,955 本 (H31.4.1 現在)
	身近な場所	—	市民一人 1 本 自分の木を育てる	育てたことがある人の割合 7.8% <sup>※3</sup> (平成 29 年度)

※1：令和 2 年 4 月 1 日現在の全市域人口 800,870 人で算出。

※2：令和 2 年 4 月 1 日現在の都市計画区域人口 779,462 人で算出。なお、都市計画区域人口は、住民基本台帳データを基準とし、天竜区の一部のみ都市計画基礎調査との比率により補正を行っている。

※3：「公共施設」及び「身近な場所」の現況値は、平成 29 年度に実施した緑被率調査及び市民意識調査結果による。

- 特別緑地保全地区や緑地保全地域、風致地区などの指定により、新たに保全すべき緑地として約 1,700ha を担保することを目標としていましたが、現状では生産緑地地区及び保存樹林の追加による 20ha 程度の担保にとどまり、目標を大きく下回っています。
- 都市公園整備等については、目標には達していないものの、住区基幹公園や都市基幹公園、都市緑地等の整備により着実に整備面積は増加しています。
- 平成 29 年度 緑被現況調査によると、公共施設緑被面積は 642.84ha であり、公共施設用地 1,711.76ha に対して、緑被率 37.6%となっています。街路樹については、街路樹本数を 47,650 本（3,100 本増）とする目標としていましたが、現状は 38,955 本（5,595 本減。このうち、約 4,000 本減は、街路樹種別を高木から中木に変更したことによるもの）となっています。身近な場所について、自分の木（マイツリー）を育てたことのある人の割合は、「浜松市緑の基本計画策定に向けたアンケート調査」の結果で 1 割未満でした。

## みどりに対する市民意識

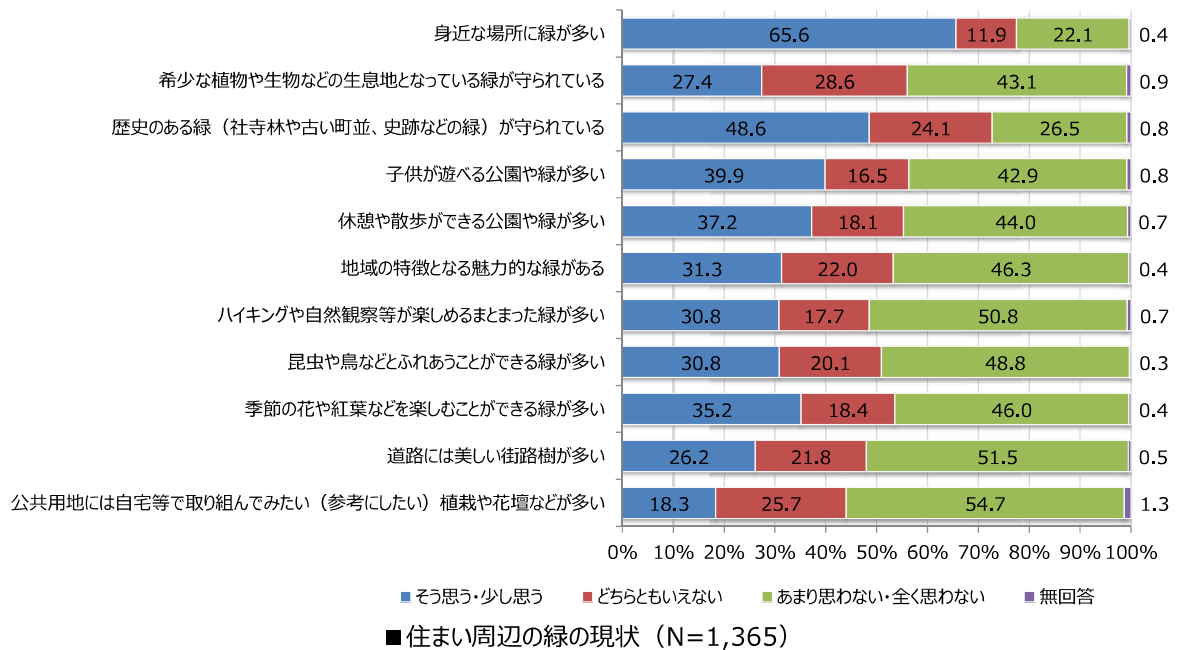
○本計画の策定にあたり、平成 29 年 10 月に「浜松市緑の基本計画策定に向けたアンケート調査」を実施しました。

### 【調査の実施概要】

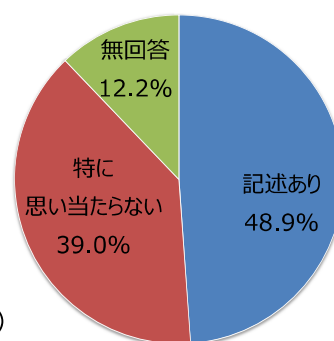
調査目的	緑に関する要望や潜在的な意識、公園緑地の機能に関する要望や管理運営への参画意識などを把握する。
調査地域	浜松市全域
調査対象	18 歳以上の市民 3,000 人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成 29 年 10 月 27 日～11 月 10 日

### 【調査結果の概要】

○住まい周辺の緑の現状として、「身近な場所に緑が多い」「歴史のある緑が守られている」では、「そう思う・少し思う」の回答割合がそれぞれ 65.6%、48.6%となっており、「あまり思わない・全く思わない」の 22.1%、26.5%を大きく上回っていますが、それ以外の項目では「あまり思わない・全く思わない」の回答割合が高くなっています。



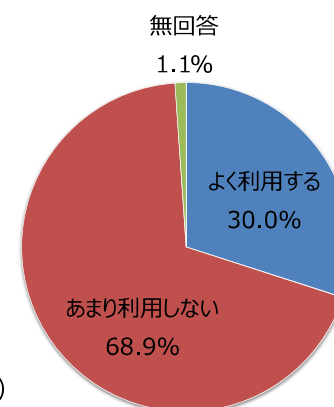
○次世代に残したいと思う縁があるとして回答があったのは 48.9%であり、具体的には、「浜松城公園」「県立自然公園」「浜名湖」「旧東海道松並木」「佐鳴湖」といったみどりが挙げられました。



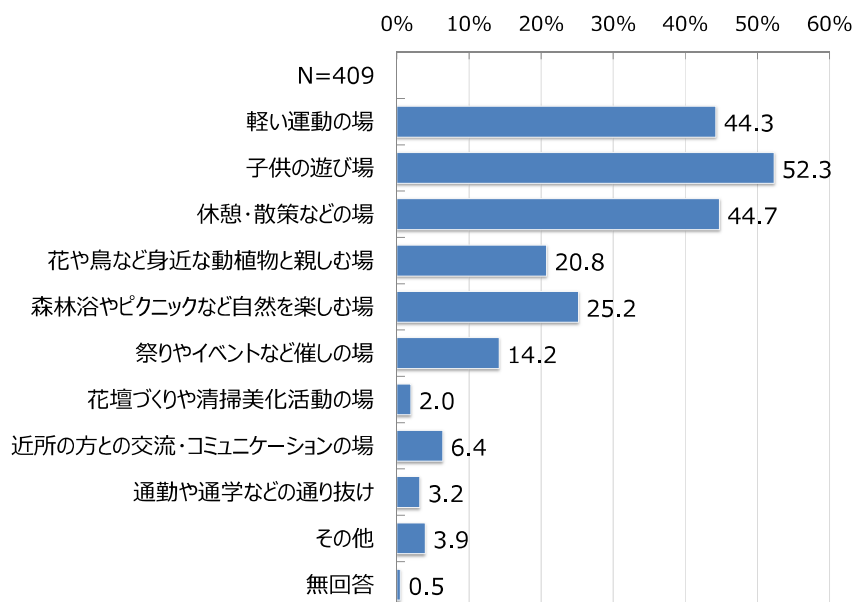
■次世代に残したいと思う縁がある (N=1,365)

○市内の公園をよく利用するとして回答があったのは 30.0%であり、あまり利用しないのは 68.9%でした。

○公園の利用目的としては、「子供の遊び場」が 52.3%と最も多く、次いで「休憩・散策などの場」が 44.7%、「軽い運動の場」が 44.3%でした。



■市内の公園を利用する (N=1,365)



■公園の利用目的 (N=1,365)

## みどりの課題の整理

○緑地保全、緑化推進、都市公園等の整備及び管理、活用促進の視点から施策を展開するにあたっての課題を整理しました。

### 課題①：地域制緑地の指定によるまとまりのある緑地の保全

- 天竜川の河岸段丘沿いに残る斜面樹林や都田川両岸の樹林は、前計画のみどりの将来イメージにおいて、市の中心部を南北につなぐみどりの軸を形成し、様々な動植物が生息・生育する貴重なみどりとして位置づけていますが、法令や条例に基づく保全が担保されていません。
- 短期間に広域の指定は困難なため、前計画期間中には、「地域制緑地指定及び見直し計画」を策定し、緑地ごとに指定の優先順位付けを行いました。今後は、市民協働による緑地の維持管理体制の構築や必要な調査を行いつつ、実際に指定を進めていく必要があります。
- 既存風致地区は、地形地物の変化により、区域と現状にズレが生じており、区域の見直しが必要となっています。また、地域制緑地の見直しの中で、風致地区ごとに評価した結果基準の見直しが必要です。

### 課題②：重点的に緑化を図るべき地域の検討と質の高い緑化の推進

- 公共施設における緑化を率先して取り組んできたものの、市民や事業者にとって魅力のある緑化にはなっておらず、街路樹についても、樹木の太木化に対し、安全面を優先するため、「量」「質」の維持が困難な状況にあります。
- 市街化区域の緑被率は 22.03%と低い結果となっています。今後は、限られた財源の中で、広く全体的な緑化を進めるのではなく、都市環境や生物多様性の観点等から重点的に緑化を図るべき地域を検討することも重要です。また、良好な景観形成や緑陰の提供など、市民がみどりの多様な機能を感じられる質の高い緑化を推進していくことが重要です。

### 課題③：身近な公園緑地の確保と実態やニーズに応じた施設環境の見直し

- 街区公園をはじめとする住区基幹公園の整備を着実に進めています。今後は、都市のコンパクト化を見据えた公園緑地の整備が必要です。
- さらに、身近な公園緑地に対する利用ニーズは多様化しており、利用実態やニーズを把握した上で、公園の施設環境の見直しを図る必要もあります。
- 持続可能な維持管理に向けて、施設の老朽化対策、財源や活動の担い手確保への対応が必要です。また、活用に向けては、官民連携による新たな公園運営、柔軟な公園利用への対応が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大を受け、今後、感染拡大を防止する新しい生活様式に対応する必要があります。

### 課題④：市民・事業者によるみどり活用の促進

- 「緑とオープンスペース政策の新たなステージ」や「みどり生活を愉しむ」の実現には、どれだけ市民・事業者がみどりを活用するかが重要です。
- 本市は、遠州灘に面した海浜から赤石山脈南端部の山地までを含み、浜名湖や天竜川、三方原台地、広大な森林などの豊かな自然環境に恵まれています。そして、こうした自然環境を礎とした地域の多様性を有しています。
- より多くの市民・事業者が関わり、より多くのみどりが活用される環境を実現するための新しい仕組みが必要です。

## 4-2 緑地保全の展開

- 緑地保全に関しては、天竜の森林や遠州灘、市街地近郊の里山、農地など、保全の対象となるみどりの種類ごとに、また、特別緑地保全地区や緑地保全地域、風致地区など、保全の方法ごとに、施策展開の考え方を整理します。

### 緑地保全の展開の考え方（保全の対象）

#### 天竜の森林

- 天竜の森林は、CO<sub>2</sub>の吸収、動植物の生息・生育環境や生態系の保全、水循環の保全、土砂災害の防止や都市水害の軽減といった安全で安心して暮らせる災害に強い都市の形成といった多面的機能を有しており、本市の骨格となるみどりとして保全を図ります。
- また、林業の振興、再生可能エネルギー、環境教育の推進や豊かな自然環境の将来世代への継承、観光資源や歴史・文化資源を活用した関係・交流人口の拡大や都市の魅力向上、都市部との交流、中間支援組織の活躍の場等に活用します。



■天竜美林

#### 天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川両岸の樹林

- 天竜川河岸段丘の斜面樹林や都田川両岸の樹林は、浜松固有のつながりのあるみどりであり、動植物の生息・生育環境や生態系の保全、水循環の保全、土砂災害の防止や都市水害の軽減といった安全で安心して暮らせる災害に強い都市の形成、地域文化の豊かさを実感できる環境づくりに向けて、みどりの保全を図ります。
- また、環境教育の推進や豊かな自然環境の将来世代への継承の場・機会として活用します。

#### 浜名湖周辺

- 浜名湖周辺では、動植物の生息・生育環境や生態系の保全、水循環の保全、土砂災害の防止や都市水害の軽減といった安全で安心して暮らせる災害に強い都市の形成に向けて、みどりの保全を図ります。
- 環境教育の推進や豊かな自然環境の将来世代への継承の場・機会として、また、観光資源や歴史・文化資源を活用した関係・交流人口の拡大や都市の魅力向上に活用します。



■大草山からの眺望

#### 遠州灘

- 遠州灘では、動植物の生息・生育環境や生態系の保全、防風、防砂、津波被害の軽減といった安全で安心して暮らせる災害に強い都市の形成に向けて、みどりの保全を図ります。
- 環境教育の推進や豊かな自然環境の将来世代への継承の場・機会として、また、観光資源や歴史・文化資源を活用した関係・交流人口の拡大や都市の魅力向上に活用します。

## 河川

- 市内には、天竜川水系、馬込川水系及び都田川水系の多くの河川が流れています。動植物の生息・生育環境や生態系の保全、水循環の保全に向けて、水と緑の保全を図ります。
- 都市水害の軽減といった安全で安心して暮らせる災害に強い都市の形成に向けて、治水機能の向上に努めます。
- 環境教育の推進や豊かな自然環境の将来世代への継承の場・機会として、また、観光資源や歴史・文化資源を活用した関係・交流人口の拡大や都市の魅力向上に活用します。

## 佐鳴湖周辺

- 佐鳴湖周辺では、動植物の生息・生育環境や生態系の保全、水循環の保全、閉鎖性水域の環境保全、土砂災害の防止や都市水害の軽減といった安全で安心して暮らせる災害に強い都市の形成、地域文化の豊かさを実感できる環境づくり、無秩序な都市的土地利用の抑制に向けて、水と緑の保全を図ります。
- また、環境教育の推進や豊かな自然環境の将来世代への継承の場・機会として活用します。

## 市街地近郊の里山

- 市街地近郊の里山では、動植物の生息・生育環境や生態系の保全、水循環の保全、土砂災害の防止や都市水害の軽減といった安全で安心して暮らせる災害に強い都市の形成、地域文化の豊かさを実感できる環境づくり、無秩序な都市的土地利用の抑制に向けて、人の暮らしとともに育まれてきた身近な自然である里山の保全を図ります。
- また、環境教育の推進や豊かな自然環境の将来世代への継承の場・機会として活用します。



■ 里山の景観

## 市街地に残る樹林地

- 市街地に残る樹林地では、動植物の生息・生育環境や生態系の保全、水循環の保全といった機能に加え、気候緩和、大規模火災発生時の延焼防止、土砂災害の防止や都市水害の軽減といった安全・安心で快適な都市環境の形成、無秩序な都市的土地利用の抑制に向けて、みどりの保全を図ります。
- また、身近に自然とふれあえる場として、環境教育の推進に活用します。

## 地域の歴史と一体となったみどり・地域の景観を構成するみどり

- 鎮守の森や巨樹・古木・屋敷林などの地域の歴史と一体となったみどりや地域の景観を構成するみどりは、良好な環境・景観形成による地域の魅力向上に向けて、保全を図ります。
- また、環境教育の推進や豊かな自然環境の将来世代への継承の場・機会として、また、地域の豊かさを感じられる環境づくりと都市部との交流、中間支援組織の活躍の場等に活用します。



■ 三方ヶ原古戦場碑

## 農地

### <市街地外>

- 農業振興や都市の防災性向上などに資する優良な農地の保全・創出のため、農業生産基盤の整備・充実を図るほか、農地利用の最適化に向けた農地の流動化や集積・集約を推進します。
- その他、動植物の生息・生育環境や生態系の保全、水循環の保全、都市水害の軽減といった安全で安心して暮らせる災害に強い都市の形成に向けて、農地の保全を図ります。
- 多様で特色ある農産物の生産を通じた都市の競争力強化や、グリーン・ツーリズムなどによる農業を通じた交流人口の拡大を図ります。

### <周辺市街地>

- 動植物の生息・生育環境や生態系の保全、水循環の保全、気候緩和、都市水害軽減や災害時の避難地の確保、無秩序な都市的土地利用の抑制等に向けて、農地の保全を図ります。
- 市民の身近な自然とのふれあいの場、農業の体験の場として、保全を図ります。
- 環境教育の推進や豊かな自然環境の将来世代への継承の場・機会として活用します。



■周辺市街地の農地

### <歩いて暮らせる居住地>

- 動植物の生息・生育環境や生態系の保全、水循環の保全、気候緩和、都市水害軽減や災害時の避難地の確保、無秩序な都市的土地利用の抑制等に向けて、農地の保全を図ります。
- 区域内の住民が農作物を生産し、消費する場として、農作業を通じたコミュニティ形成の場として保全します。
- 環境教育の推進や豊かな自然環境の将来世代への継承の場・機会として活用します。

## 緑地保全の展開の考え方（保全の方法）

### 特別緑地保全地区

- 開発による消滅の可能性が高い市街地の中にある緑地のうち、特に重要な緑地を特別緑地保全地区に指定します。
- 現行の「市民の森」指定地区のうち、特に重要な緑地を本制度に段階的に移行します。
- 緑地の担保性が最も高い特別緑地保全地区の候補地は、「地域制緑地指定及び見直し計画」の評価結果でも指定の優先度が概ね高く、引き続き、特別緑地保全地区への指定を目指します。
- 緑地保全地域の候補地で、環境保全機能が高く、特に希少種が多く確認される候補地は、より担保性の高い特別緑地保全地区の指定を検討します。

### 緑地保全地域

- 市街地や市街地近郊では、土地利用との調和を図りながら適正な保全を図っていく地区については、緑地保全地域に指定します。
- 現行の「市民の森」指定地区のうち、特別緑地保全地区に準じる緑地については、本制度に段階的に移行します。
- 特別緑地保全地区の候補地で、緑地の機能の評価が高い場合でも、希少種が少ない場合や竹林化が進むなど緑地の質を向上させる必要がある場合には、緑地保全地域などの活用を検討します。

### 風致地区

- 浜松らしい松林がある海岸地区や美しい自然景観を有する浜名湖など、郷土的意義のある地域や自然豊かな地域で、一定の土地利用を認めつつ、適切なみどりの保全を図っていく地区については、風致地区に指定します。

### 市民の森

- 現行の「市民の森」指定地区については、当面は現在の制度を維持するとともに、段階的に担保性の強い地域制緑地に移行します。

### 保存樹保存樹林

- まとまった樹林があり、今後保全を図るための措置を検討していく地域では、重要な部分について保存樹林の指定を検討します。
- 地域の歴史と関連が深く、地域の住民に親しまれてきた社寺林や、地域のシンボルとなる樹木や樹林地などを保存樹や保存樹林として指定します。

### 生産緑地地区

- 周辺市街地では、自然環境と調和したゆとりある居住環境形成の観点などから、まとまりのある農地を指定します。
- 歩いて暮らせる居住地では、災害時の避難場所やみどりとふれあいの場などの観点から、まとまりのある農地を指定します。



■風致地区



■市民の森（川平）

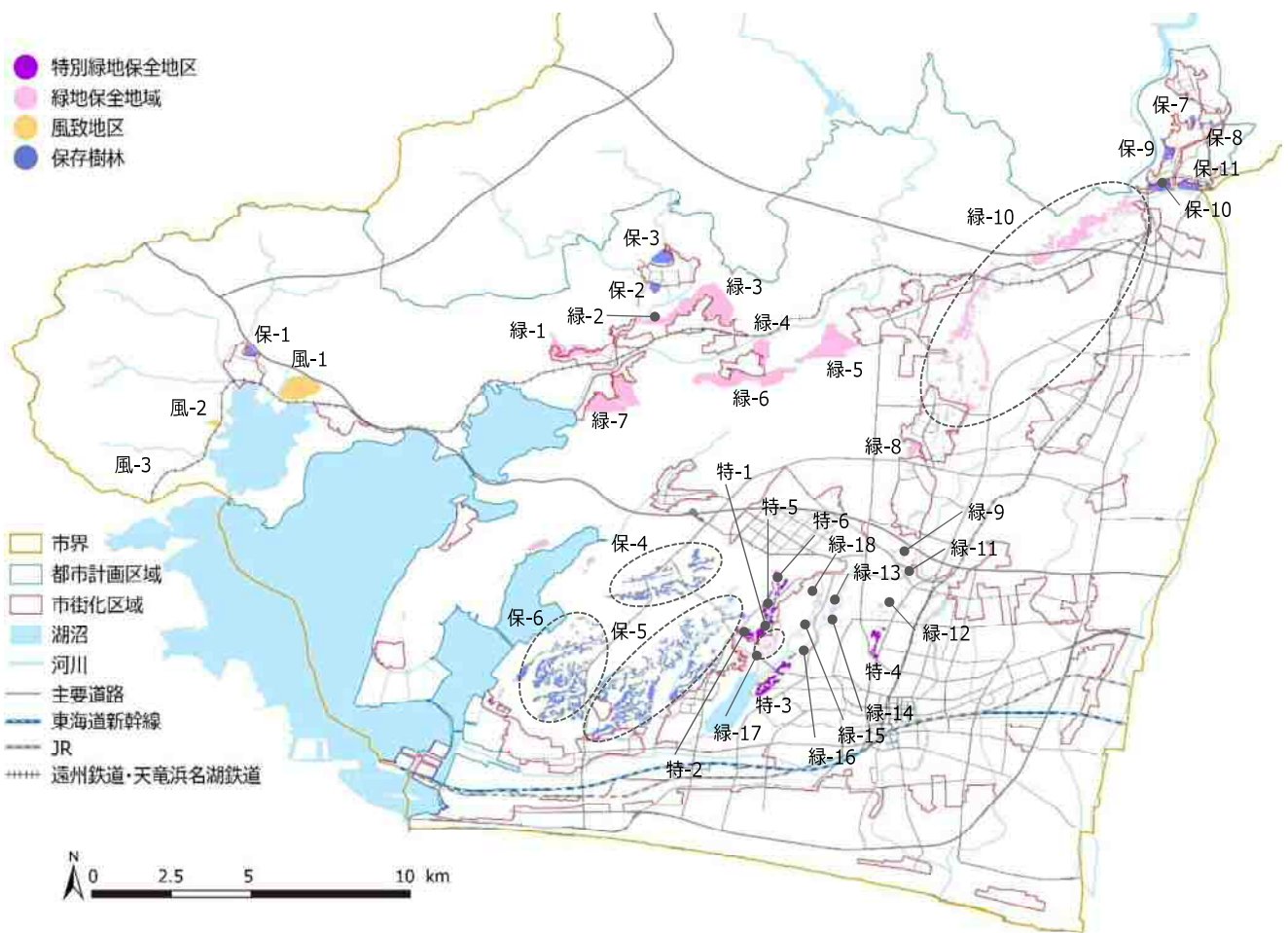


■保存樹林（松尾神社）



## 市民緑地と管理協定

- 地域制緑地や地域制緑地の候補地では、市民緑地制度や管理協定制度を活用し、市やみどり法人が土地の所有者に代わって管理を行うことも検討します。
- 地域制緑地や地域制緑地の候補地で、一般の利用に適した樹林地では、市民緑地制度を活用し、広く市民に公開します。必要に応じて、散策路、木橋、東屋、トイレ、水道、駐車場などの整備を行います。
- 市街地では、人々に親しまれる工場・事業所づくりを進め、地域の良好な居住環境の形成に寄与するため、市民緑地認定制度を活用しみどりのオープンスペースを創出します。



■ 地域制緑地の指定方針図

特別緑地保全地区		緑地保全地域		風致地区		保存樹林	
記号	面積 (ha)	記号	面積 (ha)	記号	面積 (ha)	記号	面積 (ha)
特-1	9.0	緑-1	29.5	風-1	59.1	保-1	-
特-2	5.7	緑-2	29.1	風-2	5.2	保-2	-
特-3	11.7	緑-3	86.3	風-3	1.6	保-3	-
特-4	8.3	緑-4	27.4	合計	65.9	保-4	-
特-5	9.6	緑-5	78.4			保-5	-
特-6	8.4	緑-6	77.8			保-6	-
合計	52.7	緑-7	85.8			保-7	-
		緑-8	15.5			保-8	-
		緑-9	6.3			保-9	-
		緑-10	191.8			保-10	-
		緑-11	1.0			保-11	-
		緑-12	1.6			合計	-
		緑-13	0.5				
		緑-14	3.0				
		緑-15	1.1				
		緑-16	3.7				
		緑-17	11.2				
		緑-18	3.4				
		合計	653.4				

地域制緑地指定候補地合計	772.0
--------------	-------

## 4-3 緑化推進の展開

- 緑化推進に関しては、住宅地や工場・事業所周辺、公共施設や道路等における施策展開の考え方を整理します。また、花による緑化の考え方、緑化の拠点（緑化推進センター）のあり方について整理します。

### 緑化推進の展開の考え方

#### 住宅地の緑化

- 歩いて暮らせる居住地では、みどり豊かで潤いの感じられる良好な居住環境の形成を目指して、住宅地の緑化を推進します。
- また、空き地について、みどりのオープンスペースとしての活用を検討します。

#### 工場・事業所周辺の緑化

- 本市には、「ものづくりのまち・浜松」と言われるように、世界的に有名な企業の工場が多く集積しています。これらの工場では、浜松の顔をつくるという側面を踏まえながら、外周部への緑地帯の設置や接道部の緑化などを進め、環境負荷の小さい都市の構築や都市気候問題の改善に寄与します。
- 多くの人々が集まり、賑わいの場となる都心・副都心・地域拠点・主要生活拠点では、良好な環境・景観形成による都市の魅力向上に向けて、積極的に花と緑によるまちづくりを進めます。
- 公園と同等の機能を有するみどりのオープンスペースの創出を推進し、人々に親しまれる工場・事業所づくりを進め、地域の良好な居住環境の形成に寄与します。

#### 公共施設の緑化

- 市役所、区役所、協働センター・ふれあいセンターといった公共施設における緑化を進め、市民団体の活動の活性化やまちのコミュニティの場として、地域の住民に親しまれるみどりを育てます。

#### 道路の緑化

- 道路のみどりは、市内全域にわたって縦横に存在し、みどりのまちづくりに重要な役割を果たしています。道路のみどりの充実に向けて、「浜松市街路樹再整備方針」を踏まえながら、既存の街路樹の再整備や適切な育成管理により、良好なまち並み景観の形成を図ります。
- 多くの人々が集まり、賑わいの場となる都心・副都心・地域拠点・主要生活拠点や、観光拠点では、良好な環境・景観形成による都市の魅力向上に向けて、積極的に花と緑によるまちづくりを進めます。
- 歩いて暮らせる居住地においては、大気浄化や騒音緩和、気候緩和といった環境負荷の小さい都市の形成、安全で安心して暮らせる災害に強い都市の形成に向けて、緑化の充実を図ります。
- なお、歩いて暮らせる居住地の外や、歩いて暮らせる居住地であっても道路交通の安全性の視点から、既存街路樹について配置の見直しを検討します。



■街路樹

## 花による緑化

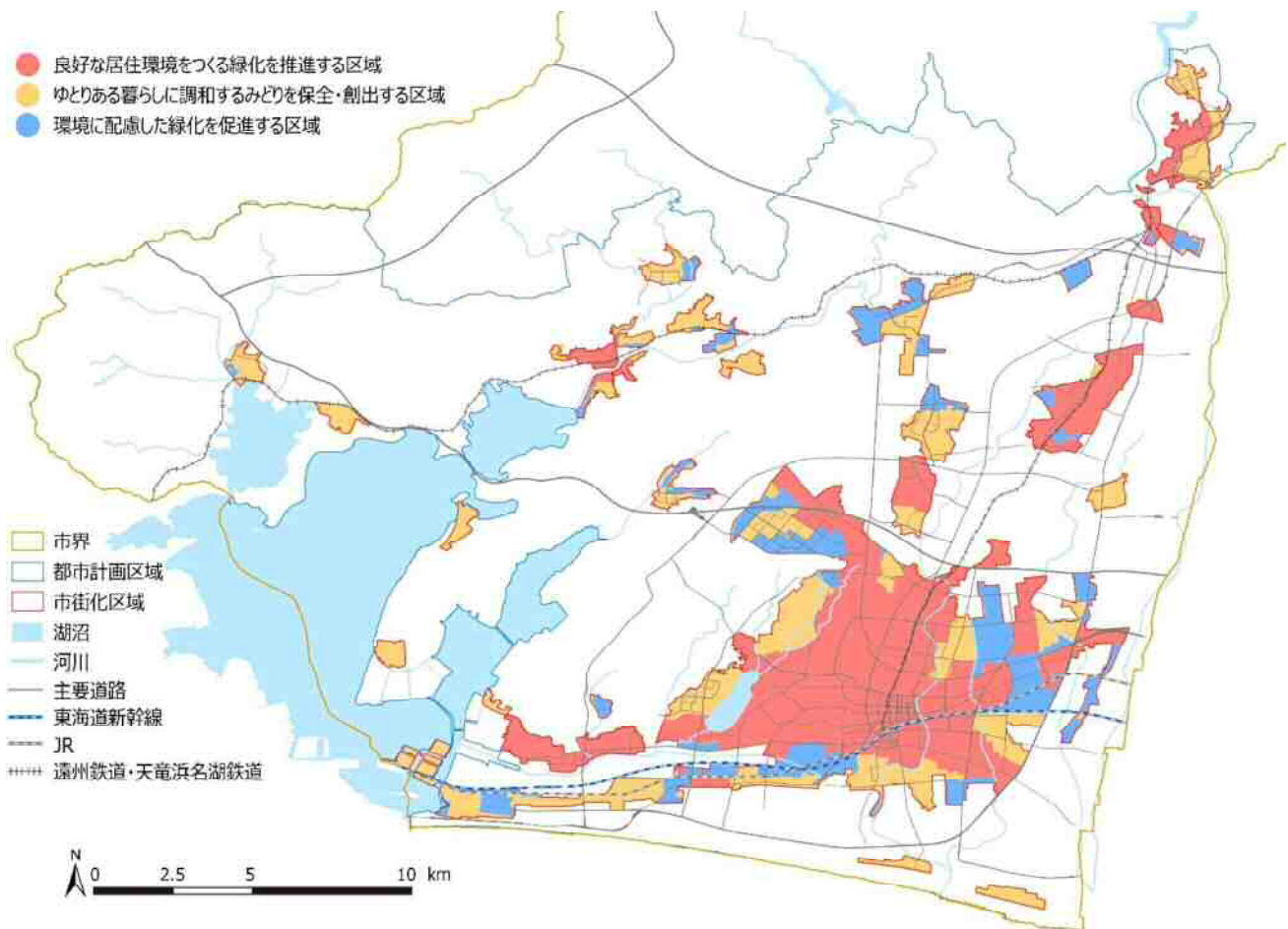
- 市街地の沿道、公共施設等において、まちに彩りや季節感をもたらす花による緑化を推進します。また、市民団体や企業と連携し、地域の魅力向上につながる緑化を進めます。
- 多くの人々が集まり、賑わいの場となる都心・副都心・地域拠点・主要生活拠点や、観光拠点では都市の魅力向上に向けて、積極的に花と緑によるまちづくりを進めます。

## 緑化の拠点

- 緑化推進センターでは、都市緑化植物園として市民の“みどり”に関する意識の高揚、知識や技術の普及啓発を図ります。

## 緑化重点地区の設定

- 「緑化重点地区」は、都市緑地法において緑の基本計画の中で定めることが位置づけられており、地区の状況に応じた緑豊かなまちづくりを推進するため、民有地緑化に対する助成のほか、街路樹や公園緑地の整備等を集中的に行う地区と定められています。
- 本計画では、上位計画である都市計画マスタープランと整合を図り、市街化区域全域を「緑化重点地区」と定め、積極的に緑化を推進します。



■ 緑化重点地区の位置図

## 4-4 都市公園等の整備及び管理の展開

- 都市公園等の整備に関しては、拠点となる公園緑地、身近な公園（住区基幹公園）、特色ある公園緑地、防災機能を有する公園ごとに、施策展開の考え方と今後の整備予定を整理します。また、都市公園等の管理に関しては、公園施設や公園樹木の維持管理の考え方、官民連携による公園の活性化の考え方を整理します。

### 都市公園等の整備の展開の考え方

#### 拠点となる公園緑地の整備

- 市内外から訪れる多くの人びとがみどりを通じて交流できる公園緑地<sup>(注)</sup>をみどりの拠点とし、地域の自然環境などを活かした特色ある公園の整備を推進します。
- 本市を代表する基幹公園として、浜松城公園、遠州灘海浜公園、舘山寺総合公園、佐鳴湖公園、四ツ池公園を位置づけ、本市の個性や地域の特色を踏まえながら、市民ニーズに応じた整備等を推進し、公園の魅力を高めます。

#### 【今後の整備計画】

- 浜松城公園は、浜松城公園長期整備構想等に基づき、歴史的な価値の向上に向けた取組や、鹿谷地区の拡充を図り、歴史・文化のシンボル拠点に向けた整備を推進します。
- 遠州灘海浜公園篠原地区は、遠州灘海浜公園基本構想に基づき、県西部地域の拠点となる野球場などのスポーツ施設を主体とする整備を推進するとともに、江之島地区においては、ビーチ・マリンスポーツ振興の拠点として、再整備を推進します。
- 舘山寺総合公園は、浜名湖ガーデンツーリズム等の観光振興や、動植物とのふれあいを楽しむ拠点として、再整備を推進します。
- 佐鳴湖公園は、豊かな自然環境との調和を図り、多様な自然とのふれあいや、ウォーキング等による健康づくりに寄与する整備を推進します。
- 四ツ池公園は、南側の公園エリア（自然散策ゾーン）では豊かな自然環境の保全を図るとともに、北側のスポーツエリア（運動施設ゾーン）では、広域施設としての機能を有する運動施設の再整備の検討を進めます。

#### 身近な公園（住区基幹公園）の整備

- 都市のコンパクト化を見据えた配置の見直しや、市民ニーズに応じた機能の見直しを行い、居住誘導区域を誘致圏とする公園の整備を積極的に推進します。
- 子供の遊び場、子育て、健康づくり、休憩、多世代交流や地域コミュニティの形成、災害時の避難地などとして活用できる公園の整備を推進します。



■身近な公園（寺島西公園）

#### 【今後整備予定の公園】

美園中央公園、上廊塚公園、川久保公園、高砂公園、天王公園、万斛庄屋公園、土地区画整理事業施行区域内の公園

(注)「市内外から訪れる多くの人びとがみどりを通じて交流できる公園緑地」：広域公園、総合公園、運動公園、地区公園、緑地（10ha以上の指定管理者制度導入済の施設緑地）のことです。

### 特色ある公園緑地の整備

- 本市の優れた自然環境や歴史的な資源を活用したもの、観光・地域振興に寄与するもの、地域の特徴的な景観資源を有するもの、生態系に配慮したものなど、特色のある公園の整備を推進します。

#### 【今後整備予定の公園】

犀ヶ崖公園、入野古墳公園、弁天島公園、三方原防風林緑地、城山公園、鳥羽山公園

### 防災機能を有する公園の整備

- 災害時に避難地などとして利用できる公園の整備を推進します。
- 区分は以下のとおりです。

- |              |  |
|--------------|--|
| ①広域防災拠点公園    | : 大規模災害が発生した場合において、主として広域的な復旧・復興活動の拠点となる 50ha 以上の公園。                 |
| ②地域防災拠点公園    | : 大規模災害が発生した場合において、救援救護活動の前線基地、復旧のための資機材や生活物資の中継基地となる 10ha 以上の公園。    |
| ③広域避難地公園     | : 大規模災害が発生した場合において、主として広域的避難地の用に供する 10ha 以上の公園。                      |
| ④一次避難地公園     | : 大規模災害が発生した場合において、主として近隣の住民の一時的な避難の用に供する 1ha 以上の公園。                 |
| ⑤帰宅支援場所公園    | : 大規模災害が発生した場合において、主として都心から郊外部への帰宅者の支援場所となる 500m <sup>2</sup> 以上の公園。 |
| ⑥身近な防災活動拠点公園 | : 大規模災害が発生した場合において、主として身近な防災活動の拠点となるおおむね 500m <sup>2</sup> 以上の公園。    |
| ⑦避難路公園       | : 広域避難地またはこれに準ずる安全な場所へ通じる避難路となる 500m <sup>2</sup> 以上の公園。             |
| ⑧緩衝緑地        | : 主として災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての 500m <sup>2</sup> 以上の公園。               |

出典：防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）（国土交通省 国土技術政策総合研究所）

#### 【今後整備予定の公園】

浜松城公園、東部やすらぎ公園

## 都市公園等の管理の展開の考え方

### 施設の配置及び維持管理

- 都市公園には、公園の特性や機能に応じてバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設を配置し、誰もが安全に利用できるよう、計画的な施設の改修・更新、維持管理を行います。
- 業務の効率化を図るため、施設管理システムの導入を検討します。
- 感染症を拡大しない新しい生活様式に対応します。

### 公園樹木の維持管理

- これまでに形成したストックを活用しながら、地域に応じた健全で活力ある美しい樹木を育成し、豊かなみどり環境の充実を図ります。
- 公園内の植栽については、量の拡大から質の向上へ発想を転換し、選択と集中の中で、適切な剪定や間伐により安全性の確保を図ると共に、身近な自然を感じられる公園の魅力向上を目指します。

### 公園施設の長寿命化

- 都市公園における公園施設について、進行する老朽化に対する安全対策の強化及び補修・更新費用の削減と平準化を図る観点から、適切な施設点検、維持補修等の予防保全的な管理の下で、既存ストックの長寿命化対策を進めます。

### 官民連携による公園の活性化

- 都市公園の整備・維持管理・活用について、多様な主体が関わることのできる仕組み（公園協議会等）を導入し、この仕組みを積極的に活用することにより、より柔軟で持続可能な公園運営を実現します。
- 地域住民や市民活動団体、民間事業者など多様な主体と連携し、公園の特色を生かしつつ、利用者のニーズを踏まえた活用を推進します。
- 公園愛護会を活性化します。

## 4-5 活用促進の展開

- 活用促進に関しては、市民一人ひとりの目線に立ち、みどりを活用するにあたって困ること、課題となることを想定し、関心を生む、相談を受ける、つなぐ、場を提供する、活動を支援する、顕彰するといった各ステップでの施策展開の考え方を整理します。また、令和元年 10 月に宣言した「デジタルファースト宣言」を踏まえ、デジタルファーストの取組姿勢を整理します。

### 活用促進の展開の考え方

#### 関心を生む

- みどりに対して関心を持つことが、みどりの活用の第一歩です。市内外で取り組まれているみどり生活の楽しみ方や、みどりの多様な役割・機能を市民に情報発信し、みどりに対して関心が生まれるよう図ります。
- 浜松のみどりのブランド化を見据え、市内のみどり生活の楽しみ方について情報を集積します。

#### 相談を受ける、つなぐ

- より豊かな暮らしのためにみどりを活用する方法は多岐に渡ります。みどりの活用に関する困りごとや相談を一元的に受ける窓口を設置します。
- 専門家や活動家で構成するアドバイザー組織を設置します。相談窓口では、庁内関係部局やアドバイザー組織と連携し、困りごとや相談内容に合わせて、所管部局やアドバイザーがコーディネートします。

#### 場を提供する

- 公園においては、規制緩和やガイドラインの整備など、民間活力が発揮しやすく、市民の発意・創意が提案しやすい環境を整えます。
- 樹林地や農地などにおいても、市民活動の場の提供を促進します。
- 市街地の空き地などは、みどりのオープンスペースとしての活用を促進します。

#### 活動を支援する

- みどり生活の楽しみ方や活動団体設立・運営などに関して、専門家等からアドバイスする制度を設けます。
- 樹林地や農地の管理、イベントの開催等にあたって必要な資機材について、共有して利用できる制度を検討します。
- みどり生活をより楽しむための学びの機会、関連する情報を提供します。
- 活動の輪が広がるよう、積極的な情報発信と、交流の場を提供します。

#### 顕彰する

- 表彰や情報発信により、市民、事業者の取組を顕彰し、活動を促進します。

#### デジタルファーストで取り組む

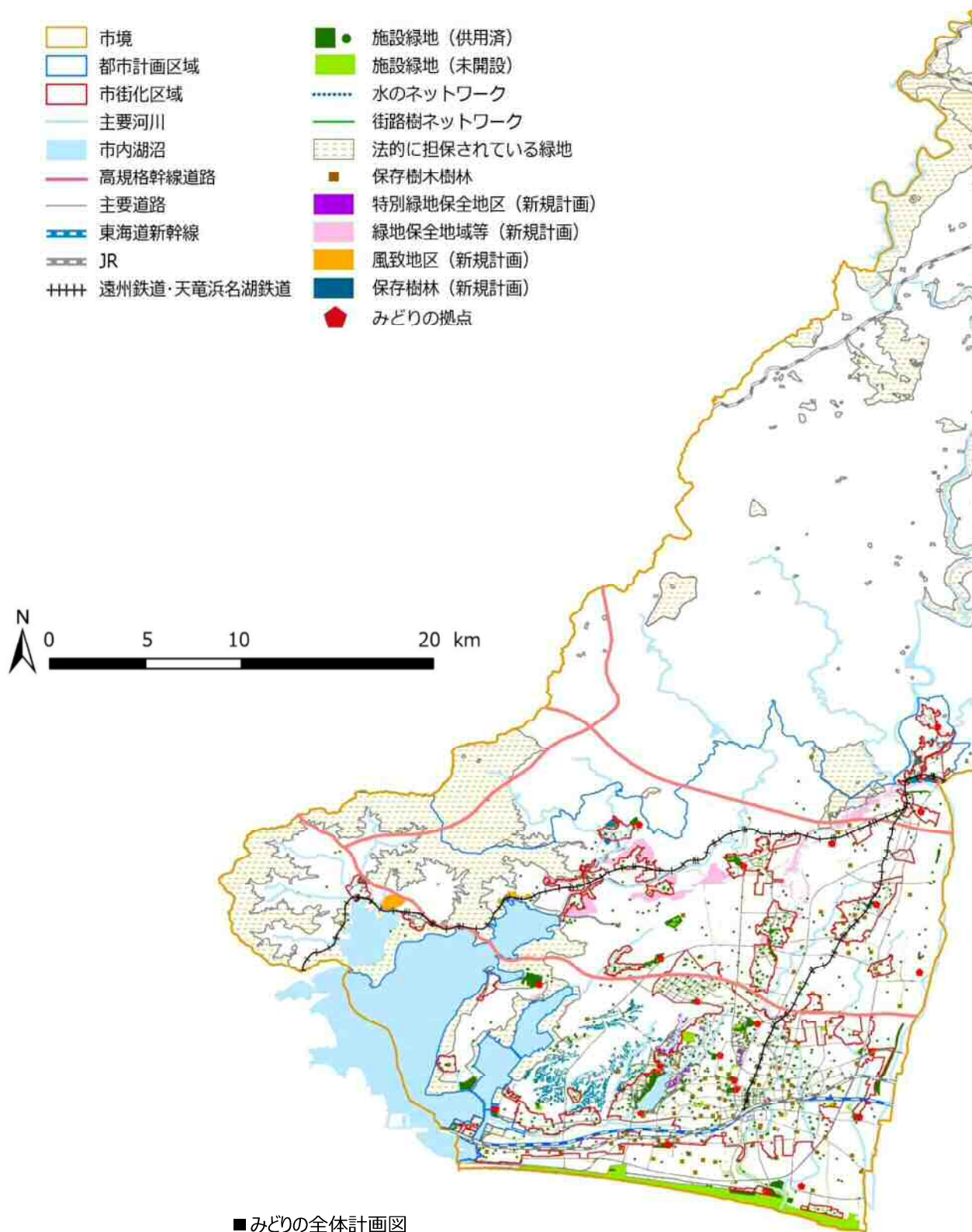
- 本市が掲げる「デジタルファースト宣言」に基づき、AI や ICT 等先端技術やデータ活用などデジタルの力を最大限に活かして取り組みます。

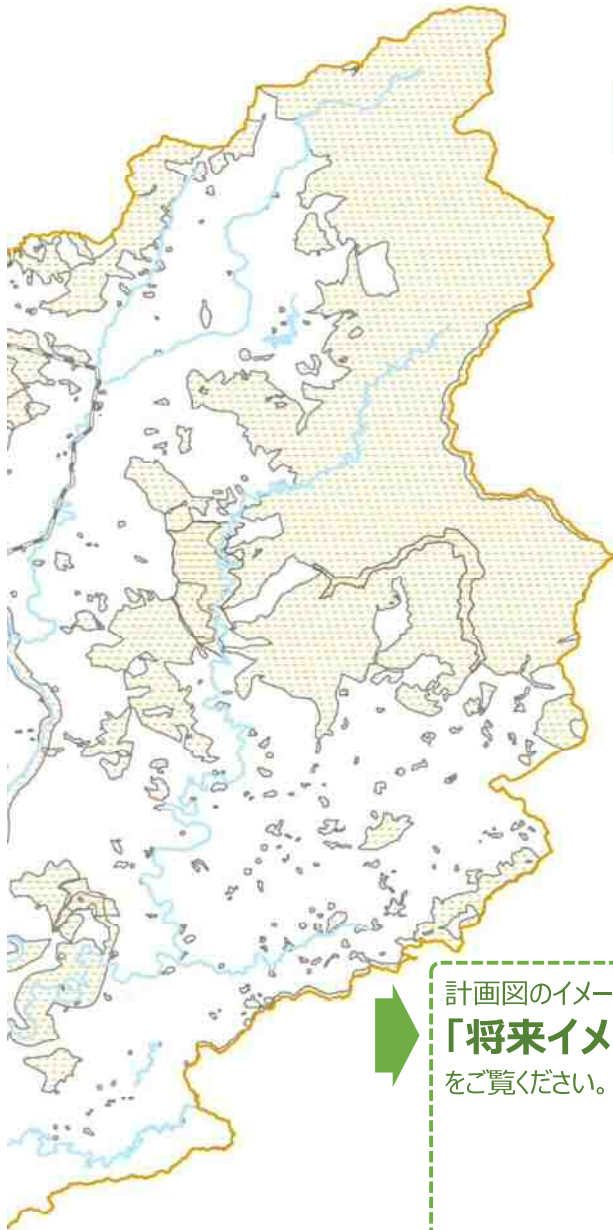


## 4-6 みどりの全体計画図

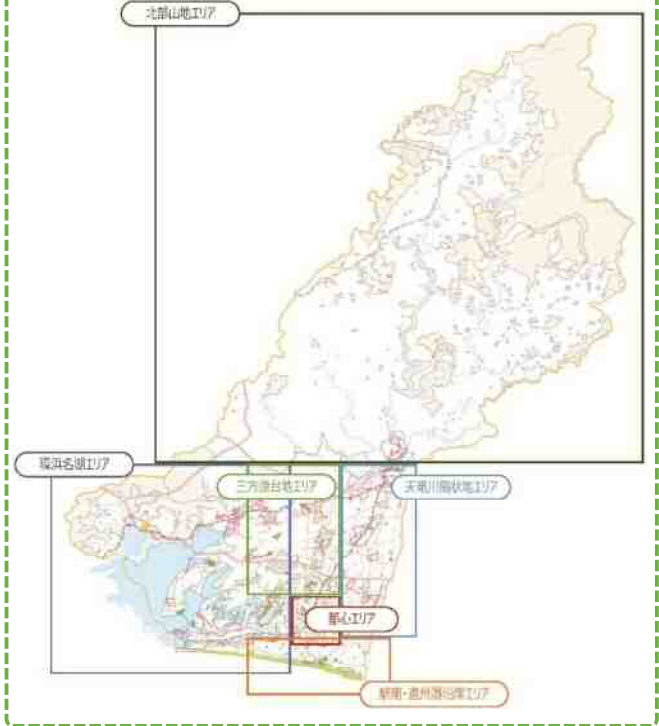
○「4-2 緑地保全の展開」から「4-5 活用促進の展開」までを踏まえたみどりの全体計画図を以下に示します。

○なお、計画図の詳細は「エリア別カルテ」（100～106頁）に、計画図のイメージは「将来イメージ」（22～23頁）に掲載しています。





計画図の詳細は、  
**「エリア別カルテ」** (100～106 頁)  
 をご覧ください。



計画図のイメージは、  
**「将来イメージ」** (22～23 頁)  
 をご覧ください。

